

若者に対するライフデザインセミナー講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「若者に対するライフデザインセミナー講師派遣事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、若者に対するライフデザインセミナーの講師派遣に関し、必要な事項を定める。

(派遣の申請)

第2条 講師の派遣を受けようとする大学、短期大学、専門学校、企業、団体（以下「大学等」という。）は、派遣を希望する講師、テーマ等について事前に講師と調整のうえ、「若者に対するライフデザインセミナー講師派遣申請書」（別記第1号様式）により、原則として実施予定日の1か月前までにぎふマリッジサポートセンター（以下「センター」という。）に申請しなければならない。申込の受付は予算の範囲内で先着順とする。派遣回数は1派遣先あたり同一年度において原則1回とする。

(派遣の決定等)

- 第3条 前条の規定による申請があった場合、センターは要綱第2条第1項各号に該当するか審査し、該当する場合は、「若者に対するライフデザインセミナー講師派遣決定通知書」（別記第2-1号様式）により申請者に通知するものとする。
- センターは、前項の規定により講師の派遣を行う場合は、直ちに該当講師に、「若者に対するライフデザインセミナー講師依頼書」（別記第2-2号様式）により講師依頼を行うものとする。
 - センターは、第1項の規定による審査の結果、講師の派遣を行わない場合は、「若者に対するライフデザインセミナー講師派遣不採択通知書」（別記第2-3号様式）により理由を記載の上、申請者に通知するものとする。
 - セミナー等の実施方法等、詳細については、講師の派遣を受けようとする大学等が直接講師と打合せを行い、決定するものとする。
 - セミナー等で必要な資料、資材、会場等の手配については、講師の派遣を受けようとする大学等が行うものとする。
 - 講師の派遣を受けようとする大学等は、必要に応じてセミナー等の周知・広報を行う。

(結果報告)

- 第4条 講師の派遣を受けた大学等は、該当派遣を受けたセミナー等を実施した日から20日以内又はセミナー等を実施した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、当該セミナー等の実施結果を、「若者に対するライフデザインセミナー講師派遣実施結果報告書」（別記第3-1号様式）によりセンターに報告するものとする。
- 講師の派遣を受けた大学等は、受講者に対し「ライフデザインセミナーアンケート」（別記第3-2号様式）を実施のうえ、その集計結果を取りまとめた「ライフデザインセミナーアンケート集計結果」（別記第3-3号様式）及び「若者に対するライフデザインセミナー講師派遣事業アンケート」（別記第3-4号様式）を前項の実施結果報告書と併せてセンターに提出するものとする。

(費用の支払い)

第5条 センターは、前条の規定による報告書を確認後、速やかに講師に謝金及び旅費を支払うものとする。

2 センターは、講師に支払った謝金及び旅費の積算資料を、別に定める様式に準じて作成し、保管するものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月12日から施行し、同年4月1日以降に係るセミナー等から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行する。